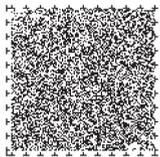
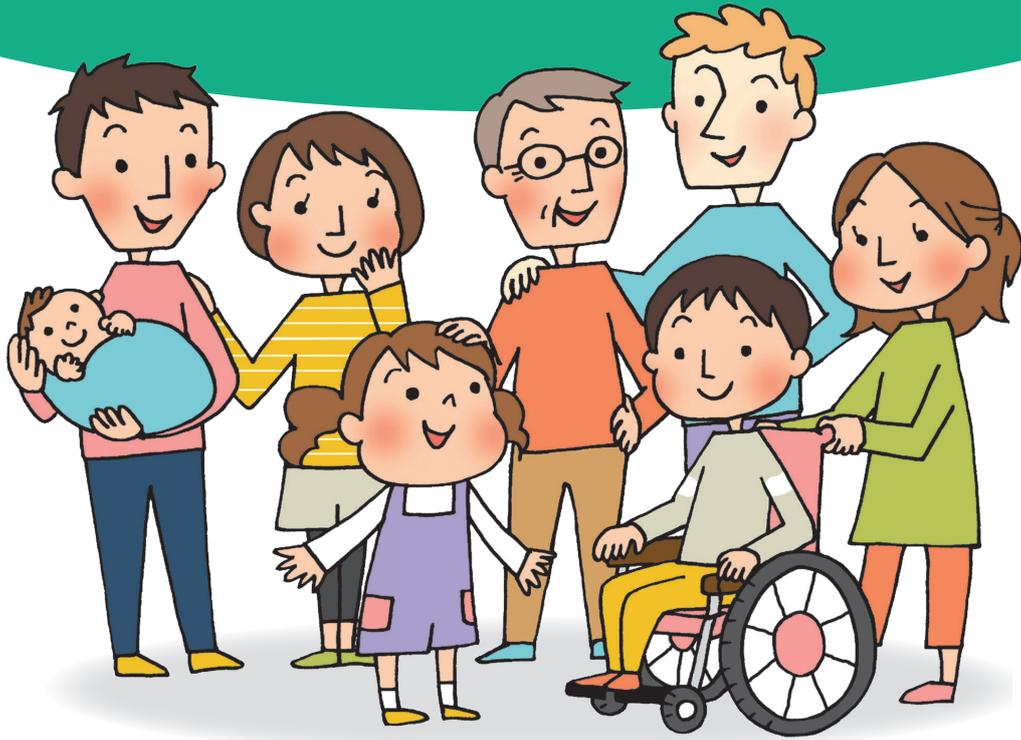


ちょうふし しょうがいしゃ そうごうけいかく

# 調布市 障害者総合計画

がいようばん  
概要版

ちょうふし しょうがいしゃけいかく 調布市障害者計画	れいわ [令和6 (2024) 年度]	ねんど ~	れいわ 令和11 (2029) 年度	ねんど ]
だい 7 期 ちょうふし しょうがいふくし けいかく 第7期調布市障害福祉計画	れいわ [令和6 (2024) 年度]	ねんど ~	れいわ 令和8 (2026) 年度	ねんど ]
だい 3 期 ちょうふし しょうがいじふくし けいかく 第3期調布市障害児福祉計画	れいわ [令和6 (2024) 年度]	ねんど ~	れいわ 令和8 (2026) 年度	ねんど ]



## (1) 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。  
これまでの「調布市障害者総合計画」は、この3計画を一体化して策定しています。

障害者計画	<p>【根拠法】障害者基本法第11条第3項</p> <p>市の障害者施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)</p>
障害福祉計画	<p>【根拠法】障害者総合支援法第88条第1項</p> <p>市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 (計画期間：3年)</p>
障害児福祉計画	<p>【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項</p> <p>市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 (計画期間：3年)</p>

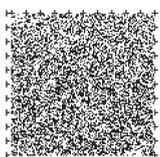
この「調布市障害者総合計画」についても、これらの計画を一体として策定します。

## (2) 計画の期間

「障害者計画」部分については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間※1とします。

年度	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
障害者計画	障害者計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画					
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画					

令和8年度末には、「調布市障害者総合計画」の一部改定として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分の改定を行うこととなります。



※1 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

# ちょう ふ し ふく し きょうつう じ こう 調布市の福祉の共通事項

## (1) 将来像

みんなで支え合う，誰一人取り残されない，ともに生きるまち

## (2) 基本理念

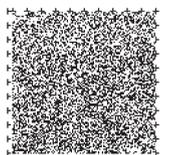
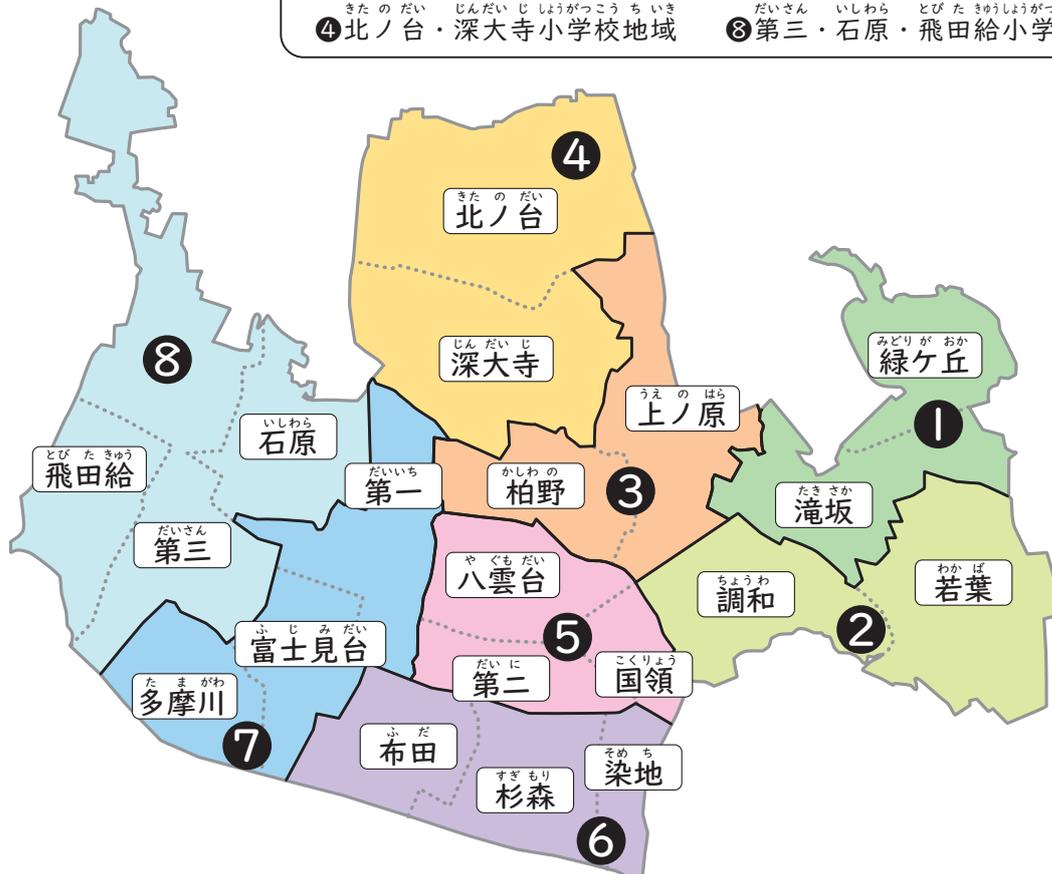
- 理念1** 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会
- 理念2** 互いに認め合い，尊重し合い，ともに生きる地域社会
- 理念3** 世代や属性を超えてつながり，住民全体で支え合う地域社会
- 理念4** 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

### ●福祉圏域の地域区分

下記  内の記載は小学校区の名称です。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ① 緑ヶ丘・滝坂小学校地域  | ⑤ 第二・八雲台・国領小学校地域   |
| ② 若葉・調和小学校地域   | ⑥ 染地・杉森・布田小学校地域    |
| ③ 上ノ原・柏野小学校地域  | ⑦ 第一・富士見台・多摩川小学校地域 |
| ④ 北ノ台・深大寺小学校地域 | ⑧ 第三・石原・飛田給小学校地域   |



# 施策の展開～事業計画～

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、「調布市障害者総合計画」では、以下の2つの視点から施策体系を構築し、各分野における取組の方向性と具体的な事業計画を記載します。

## I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援

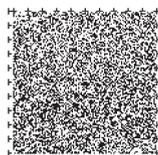
本人だけでなく家庭・家族全体の地域生活を支える視点に立ち、様々な分野と連携しながら、生涯にわたるどのライフステージにおいても、切れ目なく支えるための施策を展開します。

本人のニーズと自己決定、個別性を重視し、障害や疾病があっても、地域でそのらしい自立した生活を送り続けることができるよう、一人ひとりに福祉、医療、教育、雇用など日常生活及び社会生活のあらゆる分野で適切なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

## II 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる地域社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない、全ての市民が暮らしやすい「共生社会」の充実を目指します。そのために、様々な福祉サービスの基盤の充実とともに、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。



**I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援**

**A 生涯にわたる支援**

- A-1 相談支援
- A-2 健康づくり・医療的な支援
- A-3 権利の擁護
- A-4 障害福祉サービスによる生活支援
- A-5 医療的ケアが必要な方への支援
- A-6 経済的な支援
- A-7 住まいの支援

**B ライフステージに応じた支援**

子ども期

- B-1 発達相談と療育・子育ての支援
- B-2 教育における支援

成人期

- B-3 放課後等の活動の支援
- B-4 働くこと・日中活動の支援

高齢期

- B-5 スポーツ・文化芸術・余暇活動の支援
- B-6 高齢期の支援

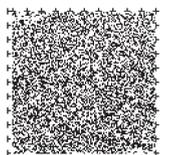
**II 安心して住み続けられる地域の環境づくり**

**C 障害福祉サービスの基盤の充実**

- C-1 福祉人材の育成・確保
- C-2 事業者の支援

**D 地域の環境づくり**

- D-1 移動の支援
- D-2 バリアフリーのまちづくり
- D-3 情報提供
- D-4 障害理解と交流
- D-5 地域ネットワークづくり
- D-6 災害時の支援
- D-7 当事者の参画



# I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援

## A 生涯にわたる支援

### A-1 相談支援

障害のある方と家族からの様々な相談に応じ、他分野の機関とも連携しながら必要な支援、サービス等へつなげます。

障害特性に応じた専門相談の充実

包括的・重層的な相談支援体制の整備

家族・家庭，生活全体を支える支援

### A-2 健康づくり・医療的な支援

障害のある方の健康維持や生活習慣病等の疾病の予防とともに、地域において適切な医療を受けられる体制を整備します。

生涯を通じた健康づくりの支援

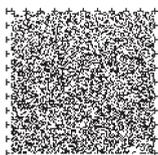
医療を受けやすい体制づくり

### A-3 権利の擁護

障害児・者の虐待防止や成年後見制度の利用などによる基本的人権の擁護を推進します。

障害者虐待の防止

成年後見制度の利用促進



## A-4 障害福祉サービスによる生活支援

さまざまな障害福祉サービスにより、障害児・者と家族が安心して地域で生活できる体制を整えます。

ショートステイ・一時預かりの充実

コミュニケーション支援の充実

障害特性に応じた補装具・日常生活用具

ヘルパー利用環境の改善

## A-5 医療的ケアが必要な方への支援

医療的ケアが必要な方の地域生活に必要なサービス、社会資源の整備を推進します。

相談窓口の一本化と支援機関同士の連携促進

医療的ケアに対応できるサービス・施設の拡大

## A-6 経済的な支援

市独自の手当や、国や都による各種手当や助成などの案内周知等により、経済的負担を軽減します。

各種制度の情報提供の充実

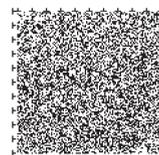
デジタル化への対応

## A-7 住まいの支援

グループホームや一般住宅など、一人ひとりの意向や障害状況に応じた住まいの確保を支援します。

障害者グループホームの拡充

一般住宅への入居支援



## B ライフステージに応じた支援

### B-1 発達相談と療育・子育ての支援

障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて相談を受け、早期に適切な療育や子育てサービスにつなげます。

発達相談体制の充実

子ども発達センターを中心とした療育体制の充実

多機関連携による養育者支援・家庭支援

子育てサービスでの受入れの拡充

### B-2 教育における支援

児童・生徒の障害状況に応じた特別支援教育を展開するとともに、学校生活での児童・生徒や保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。

就学支援体制の充実

特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進

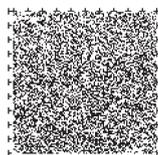
相談体制における福祉と教育の連携

### B-3 放課後等の活動の支援

障害児が学校以外の場所でのレクリエーション、スポーツなどの余暇活動をして過ごすことや、障害に応じた専門的な療育を受けることを支援します。

放課後等デイサービスの充実

多様な活動機会の確保



## B-4 働くこと・日中活動の支援

はたら につちゅうかつどう し えん  
しょうがいしゃ いっぱん きぎょう つうしょしせつ ふくし さぎょうしょ はたら ひと おう かつどう につ  
障害者が一般企業や通所施設（福祉作業所）で働くことや、その人に応じた活動により日  
ちゅう す し えん  
中を過ごすことを支援します。

はたら きかい そうだん じゅうじつ  
働く機会、相談の充実

しょうがいとくせい おう につちゅうかつどう ばしょ せいび  
障害特性に応じた日中活動場所の整備

こうちんこうじょう とりくみ  
工賃向上への取組

## B-5 スポーツ・文化芸術・余暇活動の支援

すぼーつ ぶん かげいじゅつ よ か かつどう し えん  
しゅうろう おも につちゅうかつどう いがい ばしょ じかん れくりえーしょん すぼーつ よ か かつ  
就労や主な日中活動以外の場所や時間における、レクリエーション、スポーツなどの余暇活  
どう がくしゅうかつどう し えん  
動、学習活動を支援します。

たよう よ か かつどう ば きかい かくほ  
多様な余暇活動の場・機会の確保

すぼーつ うんどうきかい じゅうじつ  
スポーツ・運動機会の充実

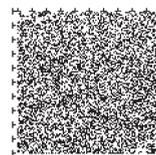
ぶん かげいじゅつかつどう じゅうじつ  
文化芸術活動の充実

## B-6 高齢期の支援

こうれいき し えん  
しょうがいしゃ こうれい ひと ちいきせいかつ けいぞく し えん  
障害者が高齢になっても、その人らしく地域生活を継続できるよう支援します。

こうれいしょうがいしゃ たいおう さーびす きばん せいび  
高齢障害者に対応したサービス基盤の整備

こうれいしゃふくし かいごほけん れんけいすいしん  
高齢者福祉・介護保険との連携推進



## II 安心して住み続けられる地域の環境づくり

### C 障害福祉サービスの基盤の充実

#### C-1 福祉人材の育成・確保

各種障害福祉サービスに従事する有資格者などの福祉人材の育成と確保により、サービスの拡大と質の向上を推進します。

福祉人材の育成・確保

#### C-2 事業者の支援

事業者への開設支援や運営支援等を通じて、サービス提供の継続・質の向上を推進します。

補助金等による経営支援

サービス提供の継続・質の向上への支援

### D 地域の環境づくり

#### D-1 移動の支援

障害のある方が自由に外出し、行きたい場所に行ける環境、サービスを整備します。

福祉サービスによる外出支援

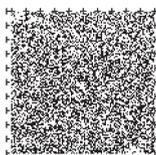
公共交通機関の利用環境の充実

#### D-2 バリアフリーのまちづくり

障害の有無に関わらず、誰に対してもやさしいバリアフリーのまちづくりをハード、ソフトの両面から推進します。

ハード面・設備のバリアフリーの推進

ソフト面・心のバリアフリーの推進



### D-3 情報提供

福祉サービスや地域生活に関する必要な情報を、様々な障害特性に応じた方法で提供します。

障害特性に応じた情報提供の充実

デジタル化への対応

### D-4 障害理解と交流

市民全体に障害に関する理解を広げ、障害の有無に関わらず地域で交流しながら共生できる社会の実現に取り組みます。

障害者差別解消のための普及啓発

地域全体への障害理解の推進と交流

### D-5 地域ネットワークづくり

地域住民・団体などによるボランティア、地域活動などを支援し、地域住民相互のネットワークづくりと協働の体制づくりを進めます。

障害児・者と家族と地域のつながりの促進

活動拠点の充実

### D-6 災害時の支援

災害時、緊急時などにおいて障害のある方が安全に避難できるよう、支援体制の整備や防災対策などを行います。

避難支援体制の整備

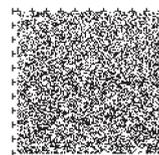
障害児・者施設における防災対策

### D-7 当事者の参画

障害のある当事者が市政に参画することや、主体となって様々な地域での活動を行うことを支援します。

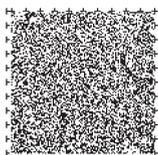
市政への参画・協働の推進

当事者・家族会活動への支援・連携



# しょうがいふくしきサービスとうみこりょう 障害福祉サービス等の見込み量

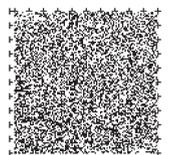
	サービス種別	サービスの内容	R5年度実績 (2023年度)	R8年度見込み (2026年度)
訪問系サービス	居宅介護	家にヘルパーが来て、身の回りの介護や家事の手伝いをします。	36,897時間 314人	39,900時間 330人
	重度訪問介護	重い障害のある方の家での生活や外出の手伝いをします。	188,922時間 75人	213,000時間 81人
	同行援護	視覚障害のある方の外出支援をします。	14,806時間 55人	15,700時間 67人
	行動援護	重い知的障害や精神障害のある方の外出支援をします。	8,914時間 53人	11,100時間 61人
日中活動系サービス	生活介護	身の回りの世話を受けながら、作業やレクリエーションをします。	108,176日 500人	114,800日 530人
	自立訓練(機能訓練)	体をうまく動かす訓練や、自分の身の回りのことができるように訓練をします。	273日 4人	300日 4人
	自立訓練(生活訓練) ※宿泊型含む		7,615日 121人	10,000日 130人
	就労選択支援	本人の希望や適性に合った仕事を選択できるように支援します。	— —	75日 15人
	就労移行支援	会社に就職するための訓練をします。	19,462日 170人	20,500日 180人
	就労継続支援 A型	作業所など会社以外の場所で、支援を受けながら働きます。	3,637日 23人	4,237日 29人
	就労継続支援 B型		99,746日 718人	104,250日 750人
就労定着支援	会社で働き続けるための相談などの支援をします。	68人	80人	
居住系サービス	施設入所支援	入所施設で身の回りの世話をうけながら生活できます。	142人	138人
	療養介護	病院などに入院しながら身の回りの世話を受けられます。	19人	20人
	共同生活援助	少人数で、支援を受けながら共同で生活できます。	351人	397人
	自立生活援助	一人暮らしを続けるために、職員が定期的に訪問します。	4人	30人
	短期入所	家族に用事があるときなどに、家から離れて施設で短期間、身の回りの世話をうけながら泊まることができます。	9,326日 156人	11,250日 180人



	サービス種別	サービスの内容	R5年度実績 (2023年度)	R8年度見込み (2026年度)
相談支援	計画相談支援	様々なサービスに関する相談を受け、利用するためのプラン(計画)を作成します。	1,175人	2,050人
	障害児相談支援		202人	700人
	地域移行支援	病院や施設から地域生活へうつるための支援を行います。	8人	8人
	地域定着支援	一人暮らしの方などに、24時間の連絡体制を確保します。	24人	50人
児童通所サービス(子どもの支援)	児童発達支援 (医療型児童発達支援)	主に小学校入学前の子どもなどが通い、日常生活の訓練を行います。	17,263日(249日) 247人(7人)	20,485日 272人
	放課後等 デイサービス	小学生以上の子どもたちの放課後や夏休み中などの活動場所です。	49,623日 450人	53,400日 480人
	居宅訪問型 児童発達支援	専門の職員が居宅を訪問し、外出が困難な重度の障害のある子どもに訓練を行います。	0日 0人	24日 2人
	保育所等 訪問支援	専門的な支援を必要とする子どもの在籍園などを訪問し、子どもや施設の職員を支援します。	152日 19人	189日 21人

地域生活支援事業(調布市の状況にあわせて独自に行う事業) ※抜粋

	サービス種別	サービスの内容	R5年度実績 (2023年度)	R8年度見込み (2026年度)
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用のための費用を助成します。	0件	3件
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	聴覚障害のある方などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	606件	650件
	要約筆記者派遣		4件	20件
	手話通訳者設置		1人	1人
手話奉仕員 養成研修 事業	基礎コース	手話通訳を行う人材を養成します。	38人	50人
	養成コース		8人	10人
	移動支援事業	一人での外出が難しい方の外出を支援します。	10,402時間 133人	17,100時間 185人
	地域活動支援センター	居場所の提供や様々な活動を行います。	3箇所 1,177人	3箇所 1,190人
	訪問入浴サービス事業	入浴車を派遣して室内での入浴を支援します。	786回 20人	1,000回 22人
	日中一時支援事業	施設で一時的な見守りや訓練などを行います。	3,412日 116人	5,200日 170人



# しょうがいふくしサービスぜんたいぞう 障害福祉サービスの全体像

## ちょうふしなか 調布市の中

### こどもかよ 子どもが通うところ

- じどうはつたつしえん  
児童発達支援  
(医療型児童発達支援)
- ほうかごとうていサービス  
放課後等デイサービス
- ほいくしょとうほうもんしえん  
保育所等訪問支援



### ひるまかよはたら 昼間に通う・働くところ

ものをつくったり、絵をかいたり、  
生活や働くための訓練をしたり、  
いろいろな活動があります。

- せいかつかいご  
生活介護
- じりつくんれん  
自立訓練 (機能・生活)
- しゅうろういこうしえん  
就労移行支援
- しゅうろうけいぞくしえん  
就労継続支援 (A型・B型)

### いっばんしゅうろう 一般就労



かいしやはたらひと  
会社で働きたい人が、たく  
さん就職できるようにして  
いきます。

### ほーむへるぷ ホームヘルプなど

- きょたくかいご  
居宅介護
- じゅうどほうもんかいご  
重度訪問介護
- きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん  
居宅訪問型児童発達支援
- じりつせいかつえんじょ  
自立生活援助



いえへるぱーさんがきて、ご  
はんやおふろなど、身の回り  
のお世話をしてくれます。

### しよーとすてい ショートステイ

たんきにちじよ  
(短期入所)



かぞくようじ  
家族に用事があるときなど、  
ちよっとの間、家から離れて、  
施設で暮らすこともできます。



いえ  
(家族と暮らす・ひとりで暮らす)

### そうだんしえん 相談支援

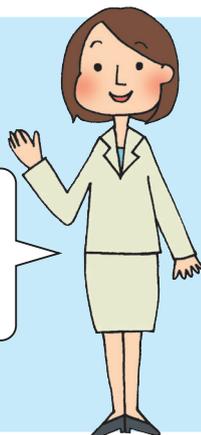
こま  
困ったときや、あたらしくサービスを利用  
したいときに相談にのってくれます。



いっしよにかんが  
↑  
↓  
考える

### ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会

いろいろな人たちが集  
まって、地域生活を支え  
るしくみを考えます。

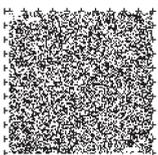


### しょうがいほんにんかぞく 障害のある本人や家族

がっこうせんせい  
学校の先生

ふくししせつひと  
福祉施設の人

しやくしよひと  
市役所の人





ヘルパーさんが、外出のお手伝いをしてくれます。

### 働く

● 就労定着支援



### 外出の手伝い

- 同行援護
- 移動支援
- 行動援護



### 意思疎通支援

- 手話通訳者派遣
- 手話通訳者設置
- 要約筆記者派遣



### 住まい



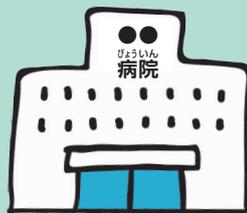
### グループホーム (共同生活援助)

(世話人さんのお世話を受けながら、少人数で暮らす)

退院促進・地域生活移行 (地域移行支援)

### 病院

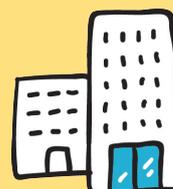
(精神科など)



### 入所施設

施設入所支援

(専門的な支援を受けながら暮らす)



### サービス利用などの計画

必要となるいろいろなサービスをうまく組み合わせてくれます。

- 計画相談支援
- 障害児相談支援

病院に入院中の人や施設で暮らしている人が、地域で生活できるようにしていきます。



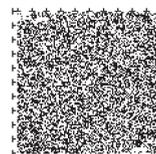
地域の人

お店の人

お医者さん

ネットワーク

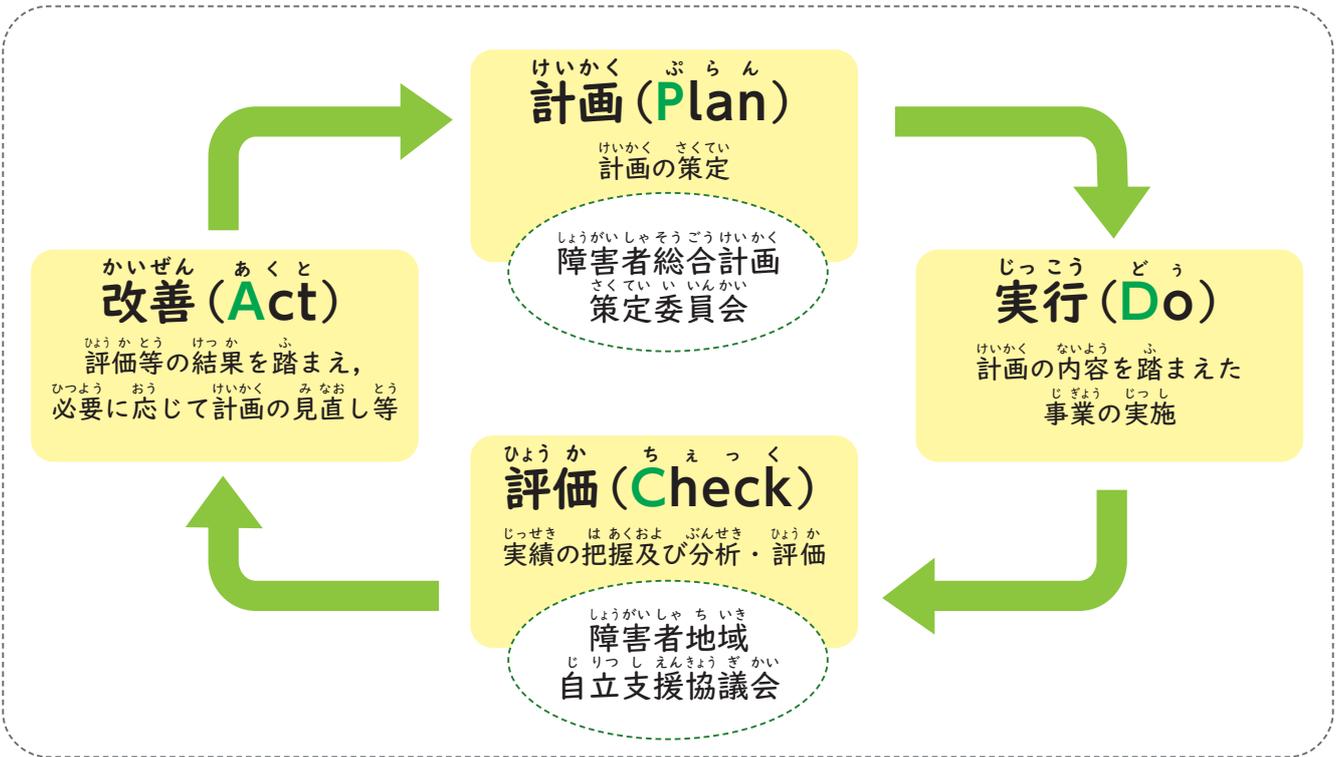
財産をまもってくれる人



# 計画の推進

この計画で定めた事業計画等に対する進捗状況については、毎年、「調布市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行います。

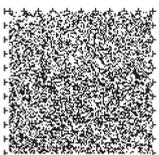
## ●「調布市障害者総合計画」におけるPDCAサイクルイメージ図



調布市障害者地域自立支援協議会では、計画の進捗状況や制度、社会等の変化を踏まえ、障害のある方の地域生活におけるその時々課題に沿った検討テーマを設定し、より良い地域づくりのために協議、検討を行っていきます。

自立支援協議会内に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」では、相談事例や合理的配慮の好事例を共有することで、共生社会の充実に向けて取り組んでいます。

引き続き、両協議会を一体的に運営していくことで、一層の障害者差別の解消及び障害理解の推進を図っていきます。



【編集】調布市福祉健康部障害福祉課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

【電話】042-481-7135 【ファクス】042-481-4288

刊行物番号  
2023-251

令和6年3月